

令和5年度 京都府生物多様性ビジネスモデル可能性調査業務委託  
仕様書

1 趣旨

京都では、豊かな自然を背景に、美術工芸、能などの芸能、茶道、華道、和食などの多くの文化・芸術や祇園祭や葵祭などの伝統行事が、自然を視覚的あるいは言語的に表現・再現しながら、自然との関わりの中で発展してきた。

しかしながら、今日、こうした文化や暮らしを支えてきた生き物の多様性が、里地里山の荒廃や気候変動等の影響により失われることで、伝統産業や文化・芸術、暮らしにも影響を及ぼしている。

また、生物多様性を守る1つの手法として、里地に近い環境では、1次産業の活性化、6次化商品など、地域の実情に合わせて観光、工芸利用などいかに関係人口を増やししながら、資金確保、参画者確保を図りながら循環的な取組へと発展させていくことが、結果的には生物多様性へと繋がると考えられる。

このため、本事業では、森里川海などの京都の自然環境要素とその関わりで特徴的なモデル地区を選定し、その地区ごとに、保全活動を通じた、地域にある資源の循環的活用や、地域経済を回す・動かす仕組みの構築を推進し、新たなビジネスモデルの創出を目指す。

2 委託業務名

令和5年度 京都府生物多様性ビジネスモデル可能性調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月21日までとする。

4 業務の実施場所

本業務の実施場所は、5（1）「京都府内における生物多様性ビジネスモデル地区の選定」で定めていくこととしている。なお、その例示としては、木津川市鹿背山、綾部市水源の里、京都市左京区花背等が考えられる。

5 業務の内容

本業務は、京都府内において、生物多様性に係る保全活動を通じた地域にある資源の循環的活用や、地域経済を回す・動かす仕組みを構築するため、新たなビジネスモデルの創出に向けた可能性調査を委託するものであり、必要な業務の内容は次のとおりとする。

ただし、以下の業務の他、委託業務遂行のため、必要な業務が生じた場合は、府と協議の上実施すること。また、調査結果等についてはその都度府へ報告し指示を受けること。

## (1) 京都府内における生物多様性ビジネスモデル地区の選定

生物多様性ビジネスモデル地区の選定については、生物多様性に関わる自然環境要素を軸としながら、自然条件や、社会条件（保全団体、ビジネスに活用可能な地域資源、地場産業等）、文化条件（伝統行事、工芸、食等）を考慮し、京都府と協議の上、特徴的な場所を3地区抽出し、生物多様性ビジネスモデル地区としての選定を行う。

なお、モデル地区選定において、生物多様性と人との関わりが将来的に機能していくことが理想であるが、「多様な要素と可能性が備わっている（レベル1）」、「機能する可能性がある（レベル2）」、「まだ可能性を検討する段階（レベル3）」など、地域ごとでレベルが異なることが想定される。こういったレベルの違いも勘案した上で3地区の選定を行う（レベル1、2、3それぞれ1地区にはこだわらないが、少なくともレベル1及び2を2か所以上含むこと）。

## (2) ビジネス可能性調査（地区ごとの作業内容）

### ① レベル1地区における作業

#### (ア) 文献資料の整理

レベル1地区に関わる、行政施策、生物多様性プラン、学術論文、保全団体の活動報告等を整理し、自然環境条件（種や環境、個体群等）から生物多様性要素の抽出及び整理を行う。

また、モデル地区選定の際に整理した、自然条件や、社会条件（インフラ、保全団体、ビジネスに活用可能な地域資源、地場産業等）、文化条件（伝統行事、工芸、食等）等について詳細に調査を行い、再整理を行う。

#### (イ) 連携組織、団体等の整理（ヒアリング調査）

レベル1地区の生物多様性に係る保全活動に関わりのある、地元自治会、保全団体、行政、企業等に対してヒアリング調査を実施する。

活動における課題や成果等の調査結果について分析を行い、保全団体の特性の把握を行う。

#### (ウ) 生物多様性要素の目標の設定

上記を踏まえ、生物多様性要素の目標の設定を行う。

(ア) 及び (イ) を踏まえ、現地の概況調査を実施する。

目標については、既存団体へのヒアリング、文献資料調査、現地の概況調査を実施し、複合的に検討を行った上での設定を行う。

#### (エ) マッチング企業の調査と課題・可能性の検証

調査で判明したビジネスに活用可能な地域資源等の社会的条件を踏まえ、当該地域資源を活用し新たなビジネスを創出可能な候補企業のとりまとめを行うとともに、生物多様性に係る保全活動への関心（資金援助、マンパワー、技術提供等）についても把握を行う。さらに、新たなビジネスの創出可

能な候補企業からヒアリングを行い、当該モデル地区における自然素材の活用や6次化商品開発等に係る課題や活用可能性をとりまとめる。

(オ) 循環的仕組みづくり構築案の作成

(ア) から (エ) までの調査結果をふまえ、生物多様性と保全活動・森林整備等、利活用（伝統行事、工芸、6次化商品等）とが連動する循環的な仕組みづくりが機能する地域モデル案の作成を行う。

(カ) ワークショップの開催

レベル1地区に関わる、地元自治会、企業、NPO法人、学校、行政等とワークショップを開催し、活動団体のニーズの共有、活動結果から得られた産物等が循環的に機能する活動展開について協議を行うとともに合意形成を図る。

②レベル2地区における作業

(ア) 文献資料の整理

レベル2地区に関わる、行政施策、生物多様性プラン、学術論文、既存団体の活動報告書等を整理し、自然環境条件（種や環境、個体群等）から生物多様性要素の抽出及び整理を行う。

また、モデル地区選定の際に整理した、自然条件や、社会条件（保全団体、ビジネスに活用可能な地域資源、地場産業等）、文化条件（伝統行事、工芸、食等）等について詳細に調査を行い、再整理を行う。

(イ) 連携組織、団体等の整理（ヒアリング調査）

レベル2地区の生物多様性に係る保全活動に関わりのある、地元自治会、保全団体、行政、企業等に対してヒアリング調査を実施する。

活動における課題や成果等の調査結果について分析を行い、保全団体の特性の把握を行う。

(ウ) 生物多様性要素の目標の設定

上記を踏まえ、生物多様性要素の目標（案）の設定を行う。

(ア) 及び (イ) をふまえ、現地の概況調査を実施する。

目標については、既存団体へのヒアリング、文献資料調査、現地の概況調査を実施し、複合的に検討を行った上での設定を行う。

(エ) マッチング候補企業の検討

調査で判明したビジネスに活用可能な地域資源等の社会的条件を踏まえ、当該地域資源を活用し新たなビジネスを創出可能な候補企業のとりまとめを行う。

(オ) 次年度以降取組案の整理

(ア) から (エ) までの作業をふまえ、当該モデル地区において循環的モデルを構築していく上での課題や可能性、また、自然素材の活用や6次化商品開発等に係る課題や活用可能性について整理・とりまとめを行うとともに

に、次年度以降、目標達成に向けたスケジュールの調整を行う。

### ③レベル3地区における作業項目

#### (ア) 文献資料の整理

レベル3地区に関わる、行政施策、生物多様性プラン、学術論文、既存団体の活動報告書等を整理し、自然環境条件（種や環境、個体群等）から生物多様性要素の抽出及び整理を行う。

また、モデル地区選定の際に整理した、自然条件（標高、気候、地形、地質等）、社会条件（インフラ、保全団体、ビジネスに活用可能な地域資源、地場産業等）、文化条件（伝統行事、工芸、食等）等について詳細に調査を行い、再整理を行う。

#### (イ) 連携組織、団体等の整理

レベル3地区に位置する地元自治会、保全団体、行政、企業等の把握を行う。

文献資料やインターネットからわかる情報の整理を行い、活動の傾向を把握する。

また、必要に応じてヒアリング調査を実施する。

#### (ウ) 可能性の検討

(ア) 及び (イ) の作業を踏まえ、生物多様性目標を設定する上で生物多様性と循環的なモデル構築にむけた、キーとなる要素を考察し、地区の循環的モデル構築に向けた可能性の検討を行う。

## 6 業務実施に当たっての留意事項

(1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(3) 業務の細部については、別途府と協議の上で決定すること。

(4) 契約書及びこの仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行い、決

定することとする。

#### 7 業務の一括再委託の禁止

第三者への業務の一括再委託又は請け負わせることはできないものとする。

#### 8 業務完了報告

業務実施後は、速やかに、業務の成果一式をとりまとめ、業務完了報告書として提出すること。業務完了報告書（冊子5部、電子データ1部）を提出し、その権利は京都府に帰属するものとする。

業務完了報告書の納入場所は、京都府総合政策環境部自然環境保全課（京都市上京区下立売通新町西入ル藪之内町）とする。

#### 9 関係書類の整備・保存について

（1）委託業務の実施にあたっては、関係帳簿類や支出証拠書を整備し、適切な事業執行に努めること。

（2）上記の関係帳簿類は、委託期間終了後5年間は保存すること。

#### 10 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### 11 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### 12 不当介入における通報義務

##### （1）妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

（2）受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。